

空き家解体・撤去費用を補助します！

●**対象となる建物**
町内にある居住していない住宅もしくは、今後住む予定がなくなる住宅。
●**※納屋や物置等は対象外となります。**

●**対象者**
*空き家の所有者で町税等に滞納が無い方。
*空き家の所有者から委任を受けた方。

●**補助の対象となる経費**
解体撤去業者による空き家解体・撤去に要した経費(消費税等を除き50万円以上のもの)で、家財道具の処分に係る費用は除く。

●**補助金の額(上限60万円)**
*町内業者を利用した場合は30%
*町外業者を利用した場合は20%

●**申請書類**
①補助金交付申請書
②空き家の位置図・現況写真
③見積書
④登記事項証明書等
⑤納税証明書 など

●**問合せ先**
企画振興課企画振興係
(内線207・208・289)

空き家・空き地バンクへ登録しませんか？

この制度は、町内の空き家や空き地の移住・定住および商業活動の促進による地域の活性化を目的とし、町がホームページ等の媒体を通して、所有者と利用希望者の橋渡しを行うものです。

町内に空き家や空き地を所有している方で、売却・賃貸を検討している方は、ぜひこの制度をご利用ください。
また、町内の空き家・空き地をお探しの方は、まずは町ホームページや企画振興課窓口で登録物件の確認をしてみてください。

●**制度利用の流れ**
①**登録申込**
空き家や空き地を売買・賃貸したい所有者の方は登録申込書を企画振興課へ提出してください。

●**情報公開**
登録申込書の内容を審査後、町ホームページ等で公開します。

●**利用申込**
希望物件がある場合、利用申込書を企画振興課に提出してください。

●**情報提供**
利用申込書の内容を審査後、所有者の情報を必要な範囲で利用希望者に提供します。その後、当事者間で

交渉や契約を行っていただきます。
※町は交渉・契約には一切関与しません。また、万が一トラブル等が発生した場合は当事者間で解決してください。

●**問合せ先**
企画振興課企画振興係
(内線207・208・289)

町の特産品振興のため、アイデア・意欲のある方を応援します

町では、特産品振興のための生産活動や調査研究を支援し、町特産品のブランド化を図り、雇用機会拡充とともに地域経済の振興につながることを目的とした補助事業を実施しておりますので、積極的に活用されますようお願いいたします。

●**補助対象者**
町内で特産品のための生産活動(加工品含む)または調査研究を行う方

●**補助金の額**
*生産活動施設設備費
事業費の2分の1以内(補助金上限額500万円)
*調査研究費
事業費の2分の1以内(補助金上限額200万円)

※調査研究費については、特に必要なと認められた場合は全額補助対象

●**認定等**
各所属組織等(組織に所属していない場合は町へ直接)を通じ認定申請をしてください。

各団体から推薦を受けた方で構成する審査会において認定の可否を判断します。
なお、申請者は審査会に出席し、申請内容の説明を行う必要があります。

●**実績報告**
事業実施の翌年度から3年間、経営等の実績を報告しなければなりません。

●**問合せ先**
各産業団体(農協・漁協・商工会) または企画振興課
(内線207・208・289)

●**証もご持参ください。**
●**新1年生の定期券について**
新1年生につきましては、役場より申請書を送付いたしますので定期券の購入をする方は、必要事項を記入いただき在学証明書を添付のうえ役場企画振興課まで提出してください。

また、定期運賃助成対象者証も同封しますので、入学式後に在学証明書と併せて沿岸バスおよびてんてんバスへ持参いただくと定期券の購入ができます。

●**問合せ先**
◎**交付申請および問合せ先**
*沿岸バス利用者
企画振興課企画振興係
(内線207・208・289)

◎**通学バス定期補助について**
通学のためにバスの定期券を購入する町内在住の高校生は、定期運賃の補助が受けられます。

対象となる方は「定期運賃補助対象者証」の交付を受けてから、バスの定期券を購入してください。

●**交付申請開始日**
令和6年4月1日(月)

●**交付申請に必要なもの**
各学校が発行する在学証明書または通学証明書を添付してください。
※新2年生、新3年生については、前年度の助成対象者

*デマンドバス利用者
企画振興課企画振興係
(内線207・208・289)